

議案第 10 号

専決処分の承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和 7 年 6 月 5 日 提出

旭市長 米 本 弥 一 郎

専 決 処 分 書

旭市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

旭市長 米 本 弥 一 郎

旭市都市計画税条例の一部を改正する条例

旭市都市計画税条例（平成１７年旭市条例第５７号）の一部を次のように改正する。

附則第６項（見出しを含む。）中「附則第１５条第３７項」を「附則第１５条第３６項」に改める。

附則第７項（見出しを含む。）中「附則第１５条第３８項」を「附則第１５条第３７項」に改める。

附則第８項（見出しを含む。）中「附則第１５条第４２項」を「附則第１５条第４１項」に改める。

附則第９項第１号中「同条第１５項」を「同条第１６項」に改める。

附則第１９項中「第３４項まで、第３７項、第３８項、第４２項若しくは第４５項」を「第３３項まで、第３６項、第３７項、第４１項若しくは第４４項」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ この条例による改正後の旭市都市計画税条例の規定は、令和７年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和６年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。